

第2次

富津市子ども読書活動推進計画



令和6年3月

富津市教育委員会

はじめに

読書活動は、わたしたちの人生をより深く、豊かにしてくれる、生涯学習の基礎となるものです。とりわけ、未知の言葉や事物に触れ、自分のものにしながらか成長していく子どもの頃に経験する読書は、豊かな心を育み、健やかな成長を促すためのきっかけとなり、極めて重要な役割を果たします。

本市では、平成31年(2019年)3月に策定した「富津市子どもの読書活動推進計画」に基づき、次代を担うすべての子どもたちが読書する楽しみ、喜びを実感し、自主的に読書を行うことができるよう、家庭、地域、学校、行政などが連携・協力を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

計画期間中には、図書システムの導入による市内図書施設のネットワーク化や基幹施設となる市立図書館の整備、また、学校における児童・生徒の読書活動を推進するため、全小中学校に読書支援員を配置するなど、図書環境は大きく進展しましたが、更なる活用と充実が求められているところです。

様々な情報メディア等の普及により、受動的に多くの情報が入る現代社会の中で、自ら文字を追って文章を読む、あるいは自分の考えを表現する能動的な読む力・書く力を向上させることは、どんな時代になろうとも、子どもたちが自分の力で将来を切り拓いていく基礎になるものです。

本市で暮らす子どもたちに、読書を通じて、人生をよりよいものにしていくことができるよう、ここに、「第2次富津市子ども読書活動推進計画」を策定し、更なる読書環境の整備・普及啓発活動を推進していきます。

目 次

第 1 章 富津市子ども読書活動推進計画について

1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	2
3	計画の位置づけ	2

第 2 章 富津市の読書活動の現状と課題

1	第 1 次計画（R1～R5）における目標指標の実績	4
2	第 1 次計画期間における成果	5
3	第 1 次計画期間における課題	7

第 3 章 第 2 次計画の基本的な方針

1	基本方針	8
2	計画の推進体制	9
3	目標となる指標	9

第 4 章 第 2 次計画の具体的な取組

1	家庭における読書活動の推進	11
2	地域における読書活動の推進	11
3	就学前教育・保育施設における読書活動の推進	12
4	小・中学校における読書活動の推進	12
5	公共図書施設における読書活動の推進	14

関係資料	16
------	----

第1章 富津市子ども読書活動推進計画について

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、また、子どもの生涯にわたる学習活動の基礎となるものでもあり、人生をより深く生きる力を身に着けていく上で欠くことのできないものです。

そのため、国においては、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、読書を通じて子どもの健やかな成長に資することを目的に、「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を制定、この法律に基づき、平成14年（2002年）4月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第一次計画を策定し、令和5年3月に第五次計画を策定しました。

千葉県においては、平成15年（2003年）に「千葉県子どもの読書活動推進計画」第一次計画を策定し、令和2年（2020年）2月に第四次計画を策定、すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための取組が推進されています。

本市では、平成31年（2019年）3月に「富津市子どもの読書活動推進計画」第1次計画を策定し、子どもたちが読書に親しむ機会を充実させ、自主的に読書に取り組めるよう読書環境の整備・普及啓発活動を推進してきました。

このたび、第1次計画の計画期間が令和5年度で終了することから、第1次計画の成果と課題を踏まえ、国及び千葉県の当該計画を指針とし、子どもの読書活動の更なる推進を図るため、「富津市子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定します。

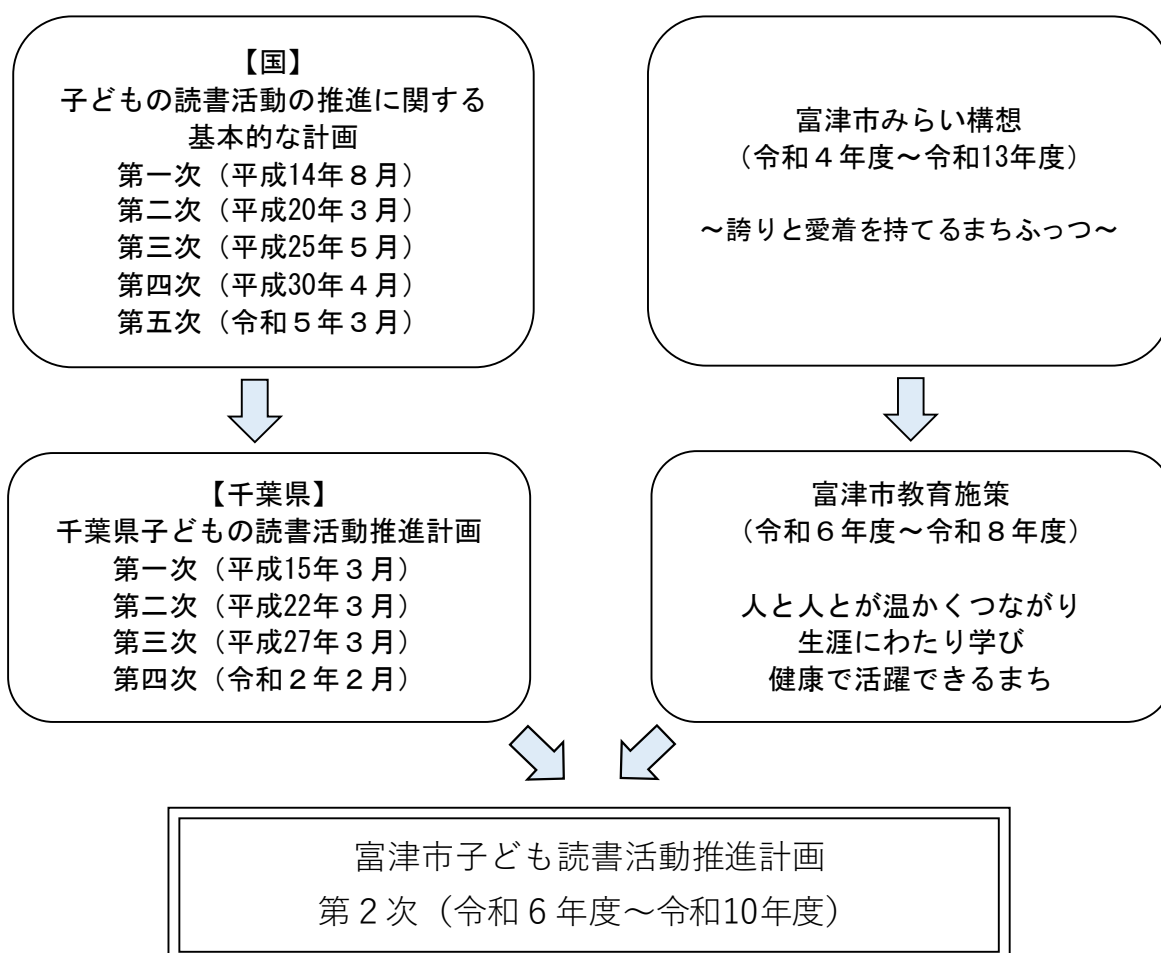
2 計画期間

本計画は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画です。

策定にあたっては、富津市みらい構想や富津市教育施策をはじめとする本市の関連計画との整合性を図るとともに、SDGsの考え方を踏まえ、取組を実施していきます。



【SDGs（エスディージーズ）】

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことが誓われています。

本計画は、17のゴールのうち、主として「4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 富津市の読書活動の現状と課題

1 第1次計画（R1～R5）における目標指標の実績

基本方針	評価指標	計画目標値	現状値
子どもが読書に興味を持つ機会の提供	読み聞かせボランティア活用学校数	50%	90%
啓発・普及	「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合*	小学生 92% 中学生 88%	小学生 81% 中学生 71%
	1日あたりの児童の読書時間16分以上読書をする児童の割合*	60%	32%
	1日あたりの生徒の読書時間全く読書をしない生徒の割合*	50%以下	56%
読むための環境整備	〔移動図書館〕小学生以下貸出冊数	11,000冊	5,841冊 (令和6年2月末時点)
	司書教諭発令校	50%	72%
	学校図書館図書標準に定める蔵書冊数の8割を満たした学校数	70%	72%
	1人あたりの貸出冊数(年間) (カウント実施校のみ)	小学生 12冊 中学生 4冊	— —
	図書除籍基準制定校数	40%	36%
	全体計画策定校数	90%	90%
	公共図書施設との連携学校数	50%	100%
	地域ボランティア活用学校数	60%	90%

* 出典：富津市「読むこと書くこと」アンケート調査

2 第1次計画期間における成果

令和元年度から第1次計画に掲げた3つの基本方針に沿って、市民ボランティアや読み聞かせ団体等の協力により、子どもの読書活動の推進を図ってきました。

第1次計画の「基本方針」の項目ごとの取組についての成果は以下のとおりです。

(1) 子どもが読書に興味をもつ機会の提供

①乳児健診（4か月児健診）参加者に対して、読み聞かせを通じた子どもとのふれあい方の実演や月齢・年齢にあった絵本選びのポイントなどを司書や市民ボランティアから個別に伝えるとともに、絵本をプレゼントする「ブックスタート」を実施しました。

	R1	R2	R3	R4
実施回数(回)	12	12	12	12
配布冊数(冊)	121	106	134	105

また、「ブックスタート」の事業効果を検証するため、3歳児健診参加者にアンケート調査を行い、家庭での読み聞かせの状況について調査を行いました。

	H28 ※実施前	R2	R3	R4
読み聞かせをしている(%)	78	94	93	98

事業実施前（H28）は、絵本の読み聞かせを「している」・「することがある」と答えた人の割合は78%でしたが、事業開始（平成29年度）から3年後の令和2年度以降の調査では、15～20ポイント増加しました。

②生涯学習課の司書により「読み聞かせボランティア入門講座」を開講し、絵本の読み聞かせを通して、ボランティアの喜びや読み聞かせの楽しさを学ぶ機会を提供し、読み聞かせのサークルの創出、活動の展開を促進しました。

(2) 子どもの読書活動の啓発・普及

- ①本を読む力や集中力、本を読む習慣を身につけるため、市内全小中学校で「朝の読書」（1回10分程度）の時間を設け、読書に対して抵抗感がある子どもも、日常的に読書に取り組むことができました。
- ②読書が好きな子どもを増やすため、5のつく日を「読書の日」と設定して啓発を行い、「朝の読書」以外の時間や家庭での読書活動を推進しました。
- ③全小中学校で、国語の授業や総合的な学習の時間に学校図書館を活用し、図書を用いて分からないことを自分で調べる習慣をつけるなど、情報収集能力や探求心の向上を図りました。
- ④「広報ふつつ」や市ホームページ等で、新刊図書情報や移動図書館の巡回予定を掲載するとともに、生涯学習課で発行している「富津市生涯学習情報提供誌」では、おはなし会や読み聞かせボランティア入門講座などの予定を掲載するなど、積極的な情報発信により、子どもたちが、1人でも多く本に親しむことができるような環境を整えました。

(3) 子どもがより多くの本を読むための環境整備

- ①市内図書施設の基幹館となる市立図書館をイオンモール富津内に整備（令和5年4月1日開館）し、図書の選書においては児童図書の充実に努め、また絵本に囲まれ、読み聞かせもできる児童コーナーを設置するなど子どもの読書環境の充実を図りました。
- ②読書支援員を各学校に週1回5時間配置し、読み聞かせや本の紹介をするブックトークの実施及び図書室や校内の掲示物などの学校図書環境の整備に取り組みました。
- ③市内小学校（1校を除く全7校）へ移動図書館を巡回させ、児童生徒の読書環境の充実を図るとともに、読書支援員を介して団体貸出サービスの利用促進を図りました。

3 第1次計画期間における課題

第1次計画では、基本方針として3つの項目を掲げて各種事業を展開し、その進捗状況を図るため、各項目に目標とする数値を定めて計画を推進してきました。3つの基本方針のうち、「子どもの読書活動の啓発・普及」における、児童・生徒の読書活動を示す数値は、どれも目標値を下回っており、第1次計画策定時（平成30年度）と比較しても、読書が好きな子どもが減少傾向にあります。

評価指標		策定時 (H30)	R1	R2	R3	R4	R5	目標
読書の好きな 子どもの割合	小学生	86%	85%	85%	86%	85%	81%	92%
	中学生	82%	72%	74%	75%	74%	71%	88%

評価指標	策定時 (H30)	R1	R2	R3	R4	R5	目標
16分以上読書をする 児童の割合	43%	37%	52%	42%	36%	32%	60%

評価指標	策定時 (H30)	R1	R2	R3	R4	R5	目標
全く読書をしない生徒 の割合	60%	63%	65%	61%	61%	56%	50% 以下

スマートフォンやタブレット端末などの電子機器の利用時間の増加、また進学するにつれて「部活動」や「通塾」など、生活環境が多様化することにより、読書時間を確保できていないことが要因として考えられます。

しかし、中学生までに十分な読書習慣が形成されないことが、高校生以降での読書への興味・関心の低下につながる傾向があることから、小学校・中学校において、より多くの読書好きな子どもたちを育てることが大切です。

これまで取り組んできた発達段階に応じた読書指導や、子ども自らが読書の楽しさを知り、読書の幅を広げ、読書への関心を高めていくこと、また、多忙を極める日々の生活の中で、読書の時間を確保し読書習慣を定着させていく機会の提供を根気よく続けていくことが大切だと考えます。

第3章 第2次計画の基本的な方針

1 基本方針

本市で暮らすすべての子どもたちが豊かな読書体験をできるように、読書のすばらしさを伝え、読書環境を整えていくことが重要であることから、第1次計画に引き続き、基本方針として次の3つを掲げ、これら3つの観点から子どもの読書活動を推進する取組を実施していきます。

子どもが読書に興味を持つ機会の提供

読書の習慣を身につける前段階として、まず本と出会い興味を持つことが必要です。そのために、図書館、公民館、保育所（園）、学校等での読み聞かせ、ブックスタート事業等を行い、子どもが読書に興味を持つ機会の提供に努めます。

子どもの読書活動の啓発・普及

学校、図書館、家庭、地域等が連携して、子ども読書活動の重要性を浸透させることが重要です。行政だけでなく、多方面から子どもの読書活動の普及がなされるよう努めます。

子どもがより多くの本を読むための環境整備

「図書館」、「公民館等図書室」、「移動図書館」、「学校図書館」等の現有施設を主軸とし、就学前教育・保育施設、学校、放課後児童クラブなどにまとまった冊数を一定期間貸し出す「団体貸出制度」などを活用しながら、子どもたちが多くの本に触れることができる環境整備に努めます。

2 計画の推進体制

子どもの読書活動推進に関わる各機関、部署は本計画を指針とし、子どもの読書活動推進事業の充実を図ります。

また、計画の推進にあたっては、「富津市社会教育委員会議」により、取組状況を分析するとともに、内容の改善に努めることで、読書活動のより良い推進を目指します。また、第2次計画期間満了時には、各取組における成果と課題を整理し、次期計画の策定に反映させます。

3 目標となる指標

本計画の達成状況等の点検・評価を行うために、令和10年度を目標年度とする目標数値を定めました。

機関毎の取組の中で、指標の達成に向けた具体的な取組を行っていきます。

No.	評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R10)
1	「読書が好き」と答えた児童生徒の割合*	小 81% 中 71%	小 85% 中 75%
2	不読率(普段全く本を読まない児童生徒の割合)**	小6 22% 中3 40%	小6 17% 中3 35%
3	図書貸出券登録率(0歳～15歳)	48% (令和6年2月末時点)	60%
4	児童書の年間貸出冊数 (市立図書館、移動図書館、公民館・市民会館図書室の合計)	82,090冊 (令和6年2月末時点)	95,000冊

5	図書ボランティア活用学校数	90%		100%	
6	図書館の団体貸出・配本サービスを利用している学校数	81%		100%	
7	優秀・優良学校図書館※の学校の割合	優秀	小 0% 中 0%	優秀	小 38% 中 33%
		優良	小 87% 中 0%	優良	小 100% 中 95%

※富津市「読むこと書くこと」アンケート調査

質問：読書は好きですかに「好き」「どちらかといえば好き」と答えた児童生徒の割合

※※全国学力・学習状況調査

質問：学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含みます。教科書、漫画や雑誌は除きます）。に「全くしない」と答えた児童生徒の割合

※千葉県教育委員会が実施する優秀・優良学校図書館認定事業

千葉県独自で作成した「学校図書館自己評価表（ベーシックシート・トライアルシート）」に設定されている項目の達成状況により認定される。

【優良学校図書館】

「ベーシックシート」において「達成している」が12項目以上

【優秀学校図書館】

「トライアルシート」において「達成している」が20項目以上

※優良校の条件を達成した学校が対象

◆各指標の達成には複数の基本方針や取組の成果が反映されることから、基本方針ごとの区分はしないこととしました。

第4章 第2次計画の具体的な取組

1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われる必要があります。特に乳幼児期から学童期にかけて、保護者は、子どもが読書に親しむきっかけをつくるとともに、読書の習慣化を図ったり、読書に対する興味や関心を引き出したりするよう積極的に子どもに働きかけることが望まれます。

No.	具体的な取組	取組の概要	担当課等
1	ブックスタート事業の推進	親子が触れあうきっかけづくりとして、絵本、読み聞かせ、乳児向けの本の案内リーフレットを配付します。	生涯学習課 健康づくり課
2	各種子育て関連講座や健診時等における啓発	読み聞かせや読書の大切さを、家庭教育や子育て支援に関する事業などにおいて啓発していきます。	生涯学習課 図書館 健康づくり課

2 地域における読書活動の推進

子ども達は、ボランティア活動などによる「おはなし会」や読書イベント等を通じて本を身近に感じ、自らの読書習慣を形成していきます。子育て関係団体や放課後ルーム、図書施設を通して、地域の中で子どもの読書活動を推進していきます。

No.	具体的な取組	取組の概要	担当課等
1	子育て関係団体への支援	図書施設へ大型絵本や紙芝居などを整備し、団体貸出サービスを通して、子育て関係団体の積極的利用を促進します。	生涯学習課 図書館
2	放課後児童クラブ、放課後ルーム等への支援	子ども達が日常的に本と接することができるよう図書館に児童書を充実させ、本を読みたいという要望に応えます。	生涯学習課 図書館

3 就学前教育・保育施設における読書活動の推進

保育所（園）、幼稚園や認定こども園等は、初めての集団生活の場であり、ものの見方や考え方の基礎となる時期であるため、見る力・聞く力・想像力を養える絵本等に触れることが貴重な体験となります。施設の職員をはじめ、保護者や地域との協力・連携を図り、その機会を多様な形で設けることが大切です。

No.	具体的な取組	取組の概要	担当課
1	移動図書館車等の巡回による読書推進	子どもが自分で本を選び、本を借りる図書館体験や本に親しむ機会をつくりま	生涯学習課 図書館 保育課
2	読書習慣の定着に向けた啓発の推進	保育所（園）等でも日常的に読み聞かせを実施するとともに、家庭でも取り組みやすい読み聞かせの提案に努めます。	生涯学習課 保育課
3	地域との読書のふれあいの場の提供	地域で活動している読み聞かせサークル等と協力し、状況に適したふれあいを交え、多様な読書形態の提供に努めます。	生涯学習課 保育課

4 小・中学校における読書活動の推進

小・中学校は、児童生徒の読書活動を推進する上での大きな役割を担っています。学習指導要領では、楽しんで読書しようとする態度を育てることや、読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てることなどが目標とされ、富津市教育施策にも、読書活動の推進についてふれています。小・中学校においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通して、児童生徒の発達段階に応じて読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせるとともに、小・中学校の実情に応じて様々な工夫を凝らし、家庭・地域等と十分に連携を図り、読書活動に取り組むことが大切です。

また、学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場であるとともに、興味・関心等呼び起こし、自発的・自主的な学習活動を支援する役割を担っています。学校図書館を計画的に整備することにより、児童生徒の読書活動の充実を図ります。

No.	具体的な取組	取組の概要	担当課
1	小・中学校の読書環境の整備	学校経営の重点の中に学校図書館の活用方法や読書活動について計画し、先進的な取組に関する情報交換や研修を行うことにより、学校図書館担当者をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図るとともに蔵書数を増やし、児童生徒が様々な本に触れやすい環境整備に努めます。	教育総務課 学校教育課
2	「読書の日」の推進	5のつく日を「読書の日」と定め、家族で一緒に本を楽しむ時間を設定します。内容は、家族で本を読む、読み聞かせをする、本の内容について語り合うなど、様々な取り組みを行う中で、本の楽しさに触れることができるよう努めます。	学校教育課
3	学習支援機能の整備	読書支援員により、調べ学習に対する適切な資料の提供や一人ひとりの児童生徒に応じた読書の支援に努めます。	学校教育課
4	全校一斉読書（「朝の読書」等）の推進	「朝の読書」や「読み聞かせ」等多様な読書活動の一層の推進を図ります。「子どもに読ませたい本100選」（千葉県教育委員会）等の読書啓発リーフレットを活用して、読書の推進を図ります。	学校教育課
5	本を通しての交流活動の推進	読み聞かせボランティアなど、地域の様々な人材支援による読み聞かせの充実に努め、本を通して地域との交流を図ります。	生涯学習課 学校教育課
6	図書館利用の推進	国語の授業や「総合的な学習の時間」に、学校図書館や市立図書館の積極的な活用を図った授業展開に努めます。	生涯学習課 図書館
7	学校図書館の図書資料等の整備・充実	児童生徒が、個々の課題に応じた調べ学習を効果的に進めることができるよう、図書資料や読書環境の整備に努めます。	教育総務課 生涯学習課

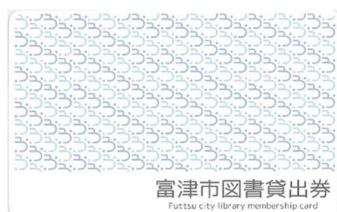


5 公共図書施設における読書活動の推進

市立図書館は、子どもが読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書に親しむ機会を得ることができる場所であり、読書についての相談やイベント等を開催することで、子どもの読書活動を推進する中心的役割を担っています。また、子どもへの情報提供や魅力ある蔵書の充実に努め、児童書・青少年コーナーを整備するとともに、おはなし会やイベントを開催し、幼い頃から本に親しみ読書に意欲が持てるよう努めます。更に配本サービス（希望内容に応じた資料を選書し配送する）を発展させ、教育機関との連携を深めます。また、市内には図書館以外にも公民館・市民会館図書室や移動図書館といった図書施設があり、全ての施設が同じ図書システムでネットワーク化されています。市立図書館を基幹館として各施設との連携を図りながら、効果的・効率的な図書サービスを提供するとともに、ボランティア団体等との協働を通じて、地域・家庭・教育機関の連携を図ります。

No.	具体的な取組	取組の概要	担当課
1	図書館相互の連携	市立図書館に蔵書がない本は、相互貸借制度を活用し、他の図書館から取り寄せて学校等のリクエストに応えます。	生涯学習課 図書館
2	学校等の教育機関との連携	学校等の依頼を受け、テーマに合わせて本を選び、調べ学習等を支援します。 また、団体貸出等の配本サービスの利用促進に努めるとともに図書館への理解を深めるため小・中学生の社会科見学等を積極的に受け入れます。	生涯学習課 図書館
3	配慮が必要な子どもへの支援	読書バリアフリーに対応し、配慮が必要な子どもが読書に十分親しめるよう、点字本・録音図書・外国語の図書等の収集に努め、誰でも利用しやすい施設や設備の整備に努めます。	生涯学習課 図書館
4	ボランティア活動の推進	子どもの読書活動の担い手を支援するため、大型絵本・紙芝居を整備・充実させます。読み聞かせ等の機会やスキルアップの場を提供するなどして、ボランティア活動を推進します。	生涯学習課 図書館

5	図書館資料の整備	子どもの読書に繋がる原作や関連図書等、児童・青少年向け資料の収集に努め、魅力ある蔵書の充実を図ります。デジタルに慣れ親しむ世代であることから、電子図書の充実も図ります。	生涯学習課 図書館
6	イベントの企画充実	子どもが本や図書館に親しむきっかけとなるよう、子どもの興味・関心や発達の段階に応じた様々なイベントを積極的に企画・実施していきます。	生涯学習課 図書館
7	保護者への啓発	親子を対象とするイベントやおはなし会を開催していきます。保護者を対象にした講習会等に職員を派遣するなどして、保護者にも読書活動の重要性を啓発するよう努めます。	生涯学習課 図書館
8	郷土資料の充実と情報発信	郷土の作家や富津市を舞台とした作品等の資料展示、富津市関係資料の収集に努め、子ども達に触れさせることにより郷土への興味・関心と理解を深め、郷土愛の醸成を図ります。	生涯学習課



関係資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律	17
○文字・活字文化振興法	20
○視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律	24
○千葉県優良・優秀学校図書館認定事業における自己評価表	31
○富津市子ども読書活動の調査結果と分析	35

【子どもの読書活動の推進に関する法律】

〔平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号〕

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの

読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【文字・活字文化振興法】

〔平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号〕

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及

び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律】

〔令和元年6月28日号法律第49号〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他

の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によ

るこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者との間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【千葉県優良・優秀学校図書館認定事業における自己評価表】

◆ベーシックシート（小学校）

*各小学校において、**優良学校図書館**認定を目指して記入するシートです。

令和5年度学校図書館自己評価表《ベーシックシート》

〇〇市町村立〇〇 小学校

記載者名
(司書教諭・図書館担当教諭など)

〇〇 〇〇

学級数		学校図書館図書標準の定める冊数	
令和4年度末の学校図書館の蔵書冊数		学校図書館図書標準の達成状況	

		該当欄に○を付けてください。	達成している	おおむね達成している	達成していない
物的環境	1	学校図書館図書標準が80%以上達成されている	/	/	/
	2	各学校で定めた廃棄基準に沿って古い図書を廃棄し、各学校で定めた選定基準に沿って新しい図書に買い換えている	/	/	/
	3	教職員が教材研究等で活用できる図書が整っている	/	/	/
	4	日本十進分類法(NDC)等により図書が分類され、書架が整理されている	/	/	/
	5	学校図書館に新聞を1紙以上配備している	/	/	/
人的環境	6	司書教諭、又は図書館担当教諭等としての職責を遂行する時間を確保するため、授業時間数の軽減、図書担当を複数人にする等校務分掌上の配慮をしている	/	/	/
	7	学校図書館専任(市町村から派遣される学校司書や読書指導員等)の職員が配置されている	/	/	/
	8	児童が図書委員として活動を行っている	/	/	/
	9	学校の方針のもと、司書教諭等が窓口となりボランティアが読み聞かせや図書整理等の活動をしている	/	/	/
活用	10	児童の在校中(放課後は含まない)はいつでも開館していて、学校図書館を活用できる	/	/	/
	11	年間指導計画に学校図書館の活用が位置づけられている教科等がある	/	/	/
	12	各学級・学年とも授業において計画的に学校図書館を活用している	/	/	/
	13	学校図書館の活用方法や約束事が決まっていて児童に指導している	/	/	/
意欲の喚起	14	児童の学校図書館の活用状況や図書の貸出状況をおおよそ把握している	/	/	/
	15	教職員や学校司書、又はボランティア等により読み聞かせやブックトーク等読書活動の支援を行っている	/	/	/
	16	推薦図書(県のものや学校独自のもの等)について知らせている	/	/	/
外部連携	17	新しく購入した図書について掲示物等で知らせている	/	/	/
	18	公立図書館から、又は学校間での図書貸出等の連携を図っている	/	/	/
	19	保護者会や学校だより等による家庭への読書に対する啓発を行っている	/	/	/
○の数の合計			0	0	0

「達成している」の欄に、12項目以上(「1」は必須)○印が付くよう、改善していきましょう。

◆ベーシックシート（中学校）

*各中学校において、**優良学校図書館**認定を目指して記入するシートです。

令和5年度学校図書館自己評価表《ベーシックシート》

〇〇市町村立〇〇 中学校

記載者名
(司書教諭・図書館担当教諭など)

〇〇 〇〇

学級数		学校図書館図書標準の定める冊数	
令和4年度末の学校図書館の蔵書冊数		学校図書館図書標準の達成状況	

		達成している	おおむね達成している	達成していない	
該当欄に○を付けてください。					
物的環境	1	学校図書館図書標準が80%以上達成されている	/	/	
	2	各学校で定めた廃棄基準に沿って古い図書を廃棄し、各学校で定めた選定基準に沿って新しい図書に買い換えている	/	/	
	3	教職員が教材研究等で活用できる図書が整っている	/	/	
	4	日本十進分類法(NDC)等により図書が分類され、書架が整理されている	/	/	
	5	学校図書館に新聞を2紙以上配備している	/	/	
人的環境	6	司書教諭、又は図書館担当教諭等としての職責を遂行する時間を確保するため、授業時間数の軽減、図書担当を複数人にする等校務分掌上の配慮をしている	/	/	
	7	学校図書館専任(市町村から派遣される学校司書や読書指導員等)の職員が配置されている	/	/	
	8	生徒が図書委員として活動を行っている	/	/	
	9	学校の方針のもと、司書教諭等が窓口となりボランティアが読み聞かせや図書整理等の活動をしている	/	/	
活用	10	生徒の在校中(放課後は含まない)はいつでも開館していて、学校図書館を活用できる	/	/	
	11	年間指導計画に学校図書館の活用が位置づけられている教科等がある	/	/	
	12	各学級・学年とも授業において計画的に学校図書館を活用している	/	/	
	13	学校図書館の活用方法や約束事が決まっていて生徒に指導している	/	/	
意欲の喚起	14	生徒の学校図書館の活用状況や図書の貸出状況をおおよそ把握している	/	/	
	15	教職員や学校司書、又はボランティア等により読み聞かせや朗読、ブックトーク等読書活動の支援を行っている	/	/	
	16	推薦図書(県のものや学校独自のもの等)について知らせている	/	/	
外部連携	17	新しく購入した図書について掲示物等で知らせている	/	/	
	18	公立図書館から、又は学校間での図書貸出等の連携を図っている	/	/	
	19	保護者会や学校だより等による家庭への読書に対する啓発を行っている	/	/	
○の数の合計			0	0	0

「達成している」の欄に、12項目以上(「1」は必須)○印が付くよう、改善していきましょう。

◆ トライアルシート（小学校）

* 各小学校において、**優秀学校図書館**認定を目指して記入するシートです。

令和5年度学校図書館自己評価表《トライアルシート》

〇〇市町村立〇〇 小学校

記載者名
(司書教諭・図書館担当教諭など)

〇〇 〇〇

学級数		学校図書館図書標準の定める冊数	
令和4年度末の学校図書館の蔵書冊数		学校図書館図書標準の達成状況	

		該当欄に○を付けてください。	達成している	おおむね達成している	達成していない
物的環境	1	学校図書館図書標準が達成されている(100%以上である)	/	/	/
	2	各学校で定めた廃棄基準に沿って古い図書を廃棄し、各学校で定めた選定基準に沿って新しい図書に買い換えている	/	/	/
	3	教職員が教材研究等で活用できる図書や資料が整っている	/	/	/
	4	児童が図書を探しやすい書架に工夫されている(書架見出しを付ける等)	/	/	/
	5	学校図書館に新聞を2紙以上配備している	/	/	/
	6	蔵書のデータベース化が80%以上進んでいる	/	/	/
	7	本の貸出・返却をコンピュータを使って行っている	/	/	/
	8	定期的に蔵書点検を行っている	/	/	/
人的環境	9	学校図書館専任(市町村から派遣される学校司書や読書指導員等)の職員が週3回以上学校図書館にいる	/	/	/
	10	調べ学習時等、図書案内ができるサポーター(学校司書や読書指導員等)がいる	/	/	/
	11	司書教諭を発令し(11学級以下の学校を含む)、職責を遂行する時間を確保するため、授業時間数の軽減、図書担当を複数人にする等校務分掌上の配慮をしている	/	/	/
	12	児童が図書委員として活発に活動している	/	/	/
活用	13	学校図書館に係る全体計画(年間読書指導計画等)がある	/	/	/
	14	各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用が位置づけられている	/	/	/
	15	年間指導計画に基づいて、各学級・学年とも授業において学校図書館を活用している	/	/	/
	16	学校図書館の活用方法や約束事が決まっていて、各学級へオリエンテーションを行い児童に指導している	/	/	/
	17	児童の学校図書館の活用状況や図書の貸出状況の統計を取り、状況を把握している	/	/	/
意欲の喚起	18	読書週間(旬間・月間)など、読書活動を活発化するための行事を設けている	/	/	/
	19	「朝読書」等全校一斉の読書活動を実施している	/	/	/
	20	教職員や学校司書、又はボランティア等により、定期的に読み聞かせやブックトーク等読書活動の支援を行っている	/	/	/
	21	新着図書コーナーを設けたり、学校図書館だよりを発行したりするなど新着図書を知らせている	/	/	/
外部連携	22	公立図書館や学校間との連携を図っている(公立図書館から、又は学校間での図書貸出や公立図書館の司書による読み聞かせ等)	/	/	/
	23	学校図書館に関する広報活動等(HP開設、学校図書館だよりの発行等)を実施し、保護者への啓発を行っている	/	/	/
	24	学校図書館の地域開放(放課後の児童の利用を含む)を月に1回以上行っている	/	/	/
○の数の合計			0	0	0

「達成している」の欄に、20項目以上(「1」は必須)○印が付くと、優秀学校図書館と認定されます。

◆ トライアルシート（中学校）

* 各中学校において、**優秀学校図書館**認定を目指して記入するシートです。

令和5年度学校図書館自己評価表《トライアルシート》

〇〇市町村立〇〇 中学校

記載者名
(司書教諭・図書館担当教諭など)

〇〇 〇〇

		学級数	学校図書館図書標準の定める冊数	
		令和4年度末の学校図書館の蔵書冊数	学校図書館図書標準の達成状況	
		該当欄に○を付けてください。		
		達成している	おおむね達成している	達成していない
物的環境	1	学校図書館図書標準が達成されている(100%以上である)	/	/
	2	各学校で定めた廃棄基準に沿って古い図書を廃棄し、各学校で定めた選定基準に沿って新しい図書に買い換えている	/	/
	3	教職員が教材研究等で活用できる図書や資料が整っている	/	/
	4	生徒が図書を探しやすい書架に工夫されている(書架見出しを付ける等)	/	/
	5	学校図書館に新聞を3紙以上配備している	/	/
	6	蔵書のデータベース化が80%以上進んでいる	/	/
	7	本の貸出・返却をコンピュータを使って行っている	/	/
	8	定期的に蔵書点検を行っている	/	/
人的環境	9	学校図書館専任(市町村から派遣される学校司書や読書指導員等)の職員が週3回以上学校図書館にいる	/	/
	10	調べ学習時等、図書案内ができるサポーター(学校司書や読書指導員等)がいる	/	/
	11	司書教諭を発令し(11学級以下の学校を含む)、職責を遂行する時間を確保するため、授業時間数の軽減、図書担当を複数人にする等校務分掌上の配慮をしている	/	/
	12	生徒が図書委員として活発に活動している	/	/
活用	13	学校図書館に係る全体計画(年間読書指導計画等)がある	/	/
	14	各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用が位置づけられている	/	/
	15	年間指導計画に基づいて、各学級・学年とも授業において学校図書館を活用している	/	/
	16	学校図書館の活用方法や約束事が決まっていて、各学級へオリエンテーションを行い生徒に指導している	/	/
	17	生徒の学校図書館の活用状況や図書の貸出状況の統計を取り、状況を把握している	/	/
意欲の喚起	18	読書週間(旬間・月間)など、読書活動を活発化するための行事を設けている	/	/
	19	「朝読書」等全校一斉の読書活動を実施している	/	/
	20	教職員や学校司書、又はボランティア等により、定期的に読み聞かせや朗読、ブックトーク等読書活動の支援を行っている	/	/
	21	新着図書コーナーを設けたり、学校図書館だよりを発行したりするなど新着図書を知らせている	/	/
外部連携	22	公立図書館や学校間との連携を図っている(公立図書館から、又は学校間での図書貸出や公立図書館の司書による読み聞かせや朗読等)	/	/
	23	学校図書館に関する広報活動等(HP開設、学校図書館だよりの発行等)を実施し、保護者への啓発を行っている	/	/
	24	学校図書館の地域開放(放課後の生徒の利用を含む)を月に1回以上行っている	/	/
		○の数の合計	0	0

「達成している」の欄に、20項目以上(「1」は必須)○印が付くと、優秀学校図書館と認定されます。

【富津市子ども読書活動の調査結果と分析】

(1) 「読むこと書くこと」アンケートから

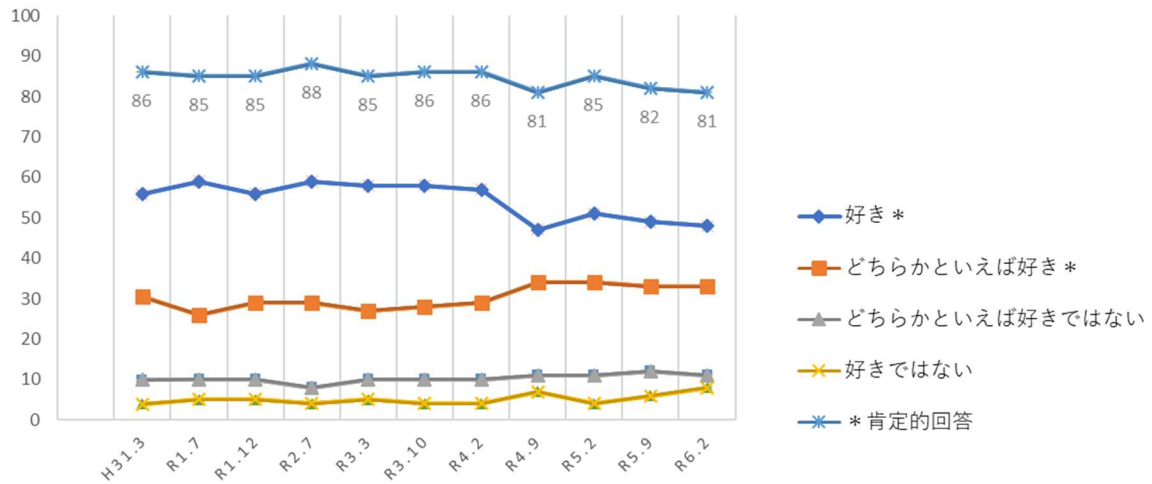
富津市教育委員会では、本を読むことと自分の考えをまとめることができるようになることを重点課題として、平成29年度末から教育センター（学校教育課）が全児童生徒を対象に「読むこと書くこと」アンケートを年2回実施しています（中間調査7～10月、学年末調査12～3月）。直近では令和3年度～5年度の3年間の取組で、令和5年度末に目標値を設定しています。

第1次計画では、この調査の『読む意欲』の設問「読書は好きですか」と『読むこと』の設問「1日の読書時間」の平成30年度の結果から、5年後の目標値を定めました。7ページの表では各年度末の数値で概観したところですが、中間調査も含めてそれぞれの推移を見てみます。

読書は好きですか (%) 【小学生】

年度	H30	R1		R2		R3		R4		R5		R5 目標
年月	H31.3	R1.7	R1.12	R2.7	R3.3	R3.10	R4.2	R4.9	R5.2	R5.9	R6.2	
好き*	56	59	56	59	58	58	57	47	51	49	48	
どちらかといえば好き*	30	26	29	29	27	28	29	34	34	33	33	
どちらかといえば好きではない	10	10	10	8	10	10	10	11	11	12	11	
好きではない	4	5	5	4	5	4	4	7	4	6	8	
*肯定的回答	86	85	85	88	85	86	86	81	85	82	81	91

読書は好きですか (%) 【小学生】

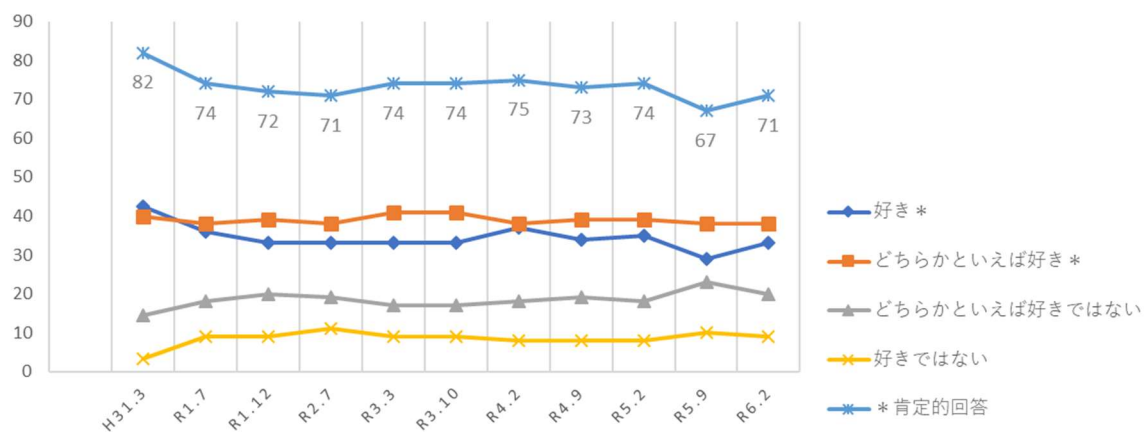


[小学生] R3 まで 85%以上だった肯定的回答が、R4 以降は 85%以下になっています。内訳を見ると、「好き」が 56～59%から 47～51%に下がり、その分「どちらかといえば好き」が 26～30%から 33～34%と微増しています。（「好き」の減少については、R4 からタブレットによる調査になったことも一因だと考えられています。）

読書は好きですか (%) 【中学生】

年度	H30		R1		R2		R3		R4		R5		R5 目標
年月	H31.3	R1.7	R1.12	R2.7	R3.3	R3.10	R4.2	R4.9	R5.2	R5.9	R6.2		
好き*	42	36	33	33	33	33	37	34	35	29	33		
どちらかといえば好き*	40	38	39	38	41	41	38	39	39	38	38		
どちらかといえば好きではない	14	18	20	19	17	17	18	19	18	23	20		
好きではない	3	9	9	11	9	9	8	8	8	10	9		
*肯定的回答	82	74	72	71	74	74	75	73	74	67	71	83	

読書は好きですか (%) 【中学生】



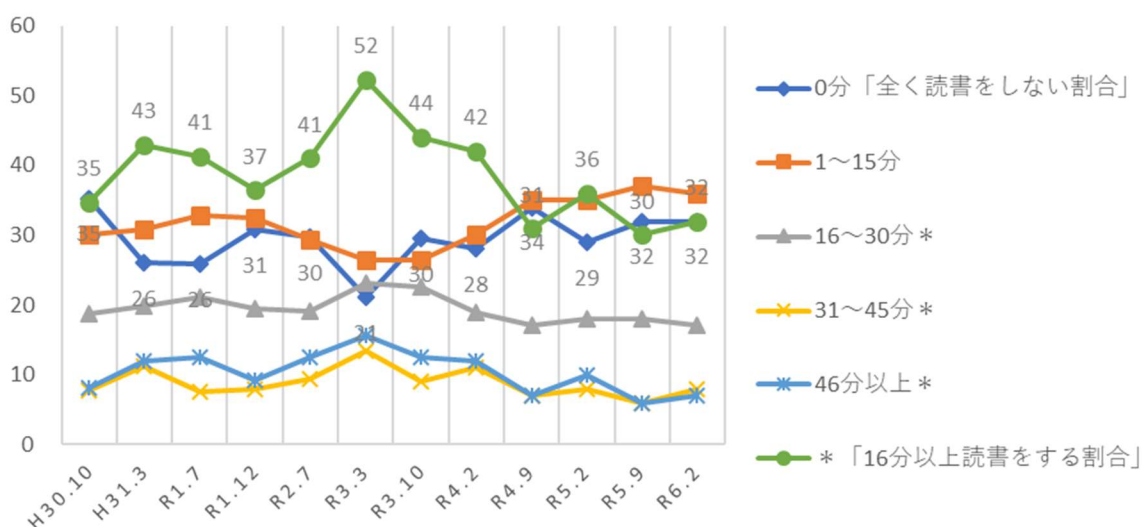
[中学生] 肯定的回答は、82%と高かった H30 年度から急激に減少するものの、70%代前半を維持していましたが、直近の R5 では 67%と大きく減少しています。この間の推移は、中学生では「どちらかといえば好き」が 40%前後であまり変化しないのに対し、「どちらかといえば好きではない」が、「好き」の動きと逆に増加しています。

[まとめ] 以上のことから、肯定的回答を増やすためには、小学校においては「どちらかといえば好き」が「好き」になるような、中学校においては「どちらかといえば好きではない」が「どちらかといえば好き」になるような、「どちらかといえば好き・好きではない」の境界層への働きかけが効果的だと言えます。

1日の読書時間(%)【小学生】

	年度		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R5 目標
	年月	H30.10	H31.3	R1.7	R1.12	R2.7	R3.3	R3.10	R4.2	R4.9	R5.2	R5.9	R6.2		
0分「全く読書をしない割合」		35	26	26	31	30	21	30	28	34	29	32	32		
1～15分		30	31	33	32	29	26	26	30	35	35	37	36		
16～30分*		19	20	21	19	19	23	23	19	17	18	18	17		
31～45分*		8	11	8	8	9	14	9	11	7	8	6	8		
46分以上*		8	12	13	9	13	16	13	12	7	10	6	7		
*「16分以上読書をする割合」		35	43	41	37	41	52	44	42	31	36	30	32	61	

1日の読書時間(%)【小学生】



[小学校] 本市では、学校での「朝の読書」の時間以外での読書を推進するため、「不読率」ではなく「16分以上読書をする割合」を小学生の独自の指標としています。

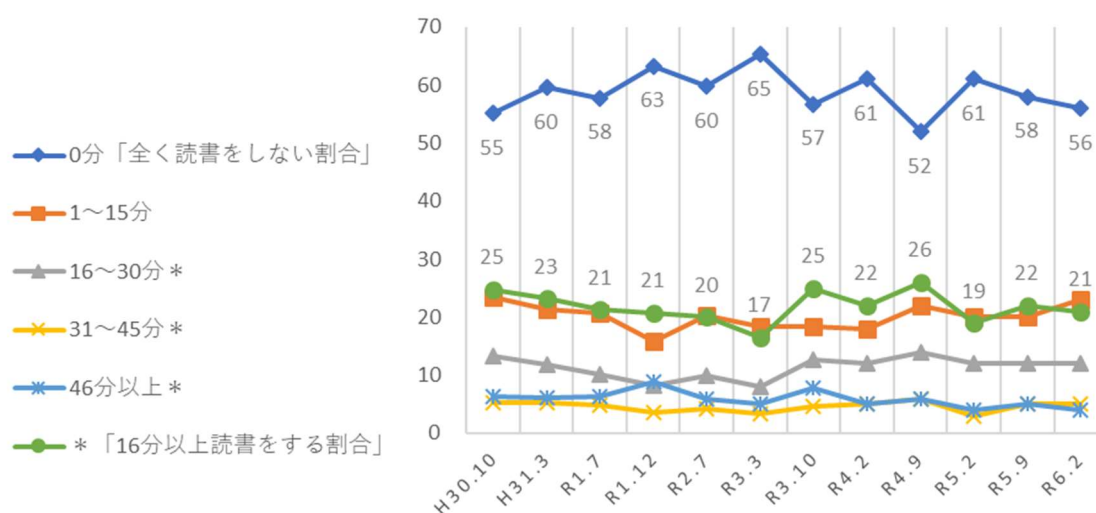
小学生の読書活動については、R2～3年度のコロナ禍による行動制限は

プラスに働き、休校期間中の読書時間が増えています（15 分以下の減・16 分以上の増）。小学生の読書活動には、家庭の協力が効果的だということがうかがえます。その期間を除く全体的な傾向としては、16 分以上の各区分が緩やかな減少傾向にあるのに対し、1～15 分のみは微増傾向にあります。

1日の読書時間 (%) 【中学生】

年度	H30		R1		R2		R3		R4		R5		R5 目標
	H30.10	H31.3	R1.7	R1.12	R2.7	R3.3	R3.10	R4.2	R4.9	R5.2	R5.9	R6.2	
0分「全く読書をしない割合」	55	60	58	63	60	65	57	61	52	61	58	56	50
1～15分	23	21	21	16	20	18	18	18	22	20	20	23	
16～30分*	13	12	10	8	10	8	13	12	14	12	12	12	
31～45分*	5	5	5	4	4	3	5	5	6	3	5	5	
46分以上*	6	6	6	9	6	5	8	5	6	4	5	4	
*「16分以上読書をする割合」	25	23	21	21	20	17	25	22	26	19	22	21	

1日の読書時間 (%) 【中学生】

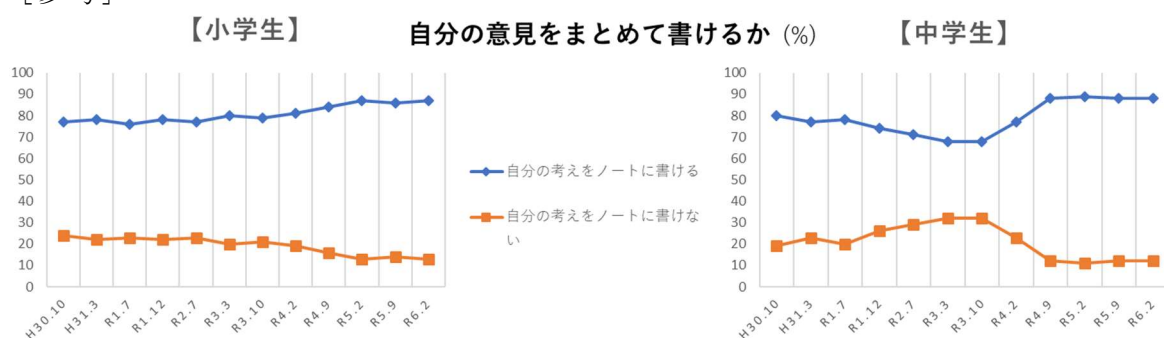


[中学校] 中学生の「16 分以上読書をする割合」は R3 年 3 月に 17%まで下がりましたが、翌年度の 1 回目の調査（中間調査）では 25%に急増しています。小学生がコロナ禍で読書時間がピークになった R2 年度末に、中学生の読書時間は逆に最も低くなり、学校の再開とともに活性化する

ことから、中学生については、学校生活の影響が大きいことがうかがえます。（『書くこと』の設問「自分の意見をまとめて書けるか」において、より顕著に表れています[参考].）

中学生で特徴的なのが「全く読書をしない割合」の“ジグザグ”のグラフで、毎年、学年末近くの調査時には中間調査時より4～9%増え、翌年度の中間調査時にはまた2～9%減っています。中学生の読書活動は、学年末や進学に向けた学習時間の増加とともに停滞し、新年度の開始とともにまた活発になる傾向にあると言えます。

[参考]



[まとめ] 読書時間について、本市においては、朝の読書時間以外の読書活動を促し、「16分以上読書をする事」を目標に掲げることが、不読率の減少に寄与することになるものと考えられます。

小学生においては、「全く読書をしない割合」が、「16分以上読書をする割合」と負の相関関係にあると言えるほど、鏡に映したようにきれいに連動しています。

また、中学生においては圧倒的多数である「不読率」ですが、やはり小学生と同様、「16分以上読書をする割合」と逆の動きをする傾向があります。

つまり、本市の児童生徒の読書時間について、「不読率」を指標にすることは、「16分以上読書をする割合」を指標にすることと同義であると言えることから、「16分以上読書をする事」を目標にしながら、小学生の指標も「不読率」に統一することが可能です。

(2) 国及び県の計画との比較から

○指標について

国及び県の計画では、子どもの読書時間に関する指標として、「不読率」を採用しています。

国においては、「学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会調査）」に基づいて、「5月の1か月間に読んだ本の冊数が0冊」の児童生徒（不読者）の割合を「不読率」としています。（毎年6月に小学校4年生以上・中学生・高校生を対象に、都市規模別にサンプル校を抽出し、各学年1クラスで実施。不読率は極めて低く、小学生で10%以下、中学生でも20%以下で推移しています。）

県においては、「不読率（1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合）」として「全国学力・学習状況調査（文部科学省調査）」の「1日の読書時間」の調査結果を採用しています。（小学校6年生・中学校3年生を対象として4月に行う悉皆調査で、国計画を元にした目標値とは大きく隔たるのが常となっています。）

本市の調査において、小学生・中学生ともに、「不読率」を下げることと「16分以上読書をする割合」を上げることとは表裏一体の目標であるとも言えることから、意図するところを変えずに、小学生の指標にも「不読率」を採用して県計画との整合を図ることは可能であると考えます。

○調査期間について

本市の「読むこと書くこと」アンケートにおける読書時間については、直近2日間についての調査であるため（読書時間0分の「全く読書をしていない割合」が小学生は20～30%台、中学生は50～60%台となり）、「1か月間」を基準とする「不読率」と直接比較することはできません。

同調査では「読書の日」（毎月3日間）についての項目もあるので比べ

読書の日(5のつく日)に読書したか (%)【小学生】

年度	R4		R5	
	R4.9	R5.2	R5.9	R6.2
した	45	49	43	46
少しした	38	39	39	38
しなかった	17	12	18	17
0分	34	29	32	32

1日の読書時間 (%)【小学生】（2日間）

読書の日(5のつく日)に読書したか (%)【中学生】

年度	R4		R5	
	R4.9	R5.2	R5.9	R6.2
した	21	22	20	20
少しした	40	37	38	39
しなかった	39	41	42	41
0分	52	61	58	56

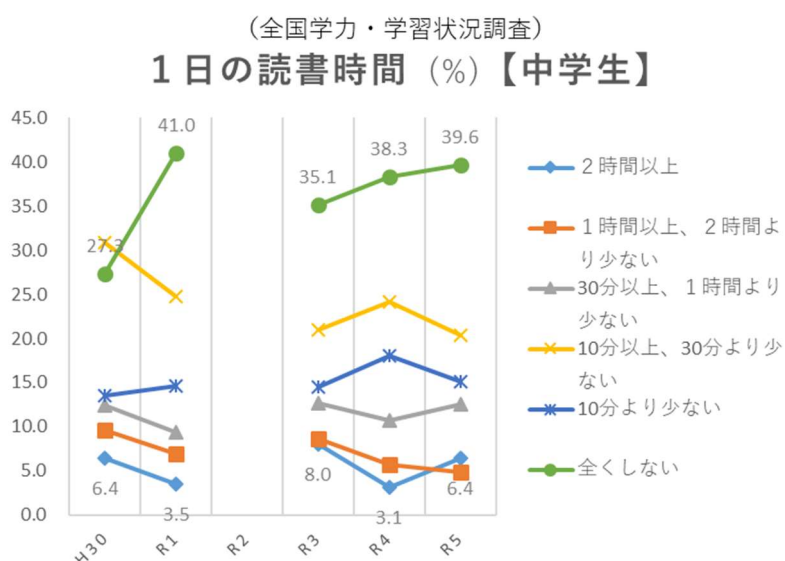
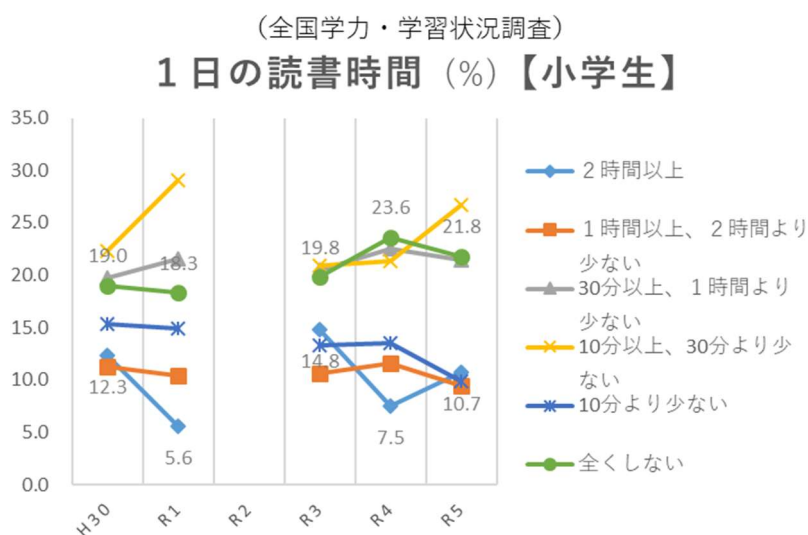
1日の読書時間 (%)【中学生】（2日間）

てみると、小学生・中学生とも、「読書しなかった」の回答率は、2日間の読書時間「0分」の2/3となっており、対象日数（期間）に伴って読書の機会が増え、「不読率」も減少することが示唆されます。

○読書時間の調査項目について

「全国学力・学習状況調査」の「1日の読書時間」を参照すると、「全くしない」から「2時間以上」という6段階での調査となっていますが、「全くしない」（不読率）と他の項目との相関があまりなく、市の調査に比べてターゲット・方策が見えにくいものとなっています。

[参照]全国学力・学習状況調査(富津市)



本市においては、「どちらかといえば好き・好きではない」といった層、1日の読書時間がようやく10分を超えるかどうかというような層への働きかけが重要だと考えられます。

○嗜好調査の調査時期について

「読書が好き」かどうかの嗜好調査について、「全国学力・学習状況調査」では必ずしも毎年設問があるとは限らないため、県ではR2年度から「千葉県社会教育調査」の結果を使用しています。（社会教育調査は3月末の実施で卒業直前の小学6年生・中学3年生が対象となり、肯定的な回答が高くなる傾向にあります。）

本市の「読むこと書くこと」アンケートでは、嗜好調査については（読書時間調査とは異なり、）中間調査と学年末調査との差が顕著ではなく、また市の教育委員会が直接実施する悉皆調査でもあるため、従来通りその調査結果を用いるのが妥当であると考えられます。

（3）成果指標で引用する数値について

これらのことから、本市における子どもの読書活動の推進のための調査について、今次計画では、以下のとおりとしました。

- ◆読書時間の成果指標としては1か月間の「不読率」とし、県調査と同様「全国学力・学習状況調査」の数値を引用します。
- ◆本市の児童生徒の読書活動については、1日あたりの読書時間「16分以上」を目標とすることが望ましいことから、読書活動を推進するための市独自の調査として、従来どおり「読むこと書くこと」アンケート調査を実施し、活用します。
- ◆「読書が好き」かどうかについては、これまでどおり市の「読むこと書くこと」アンケートの学年末調査の結果を使用します。



第2次富津市子ども読書活動推進計画

発行年月日 令和6（2024）年3月
発 行 富津市教育委員会
事 務 局 富津市教育委員会教育部生涯学習課
〒293-8506
千葉県富津市下飯野 2443 番地
TEL 0439-80-1345
